

平成21年4月9日

各位

会社名 ポケットカード株式会社  
代表者名 代表取締役社長 都筑 誠  
(コード番号: 8519)  
問合せ先 経営企画部長 落合 英幸  
TEL 03-5441-3450  
[www.pocketcard.co.jp/ir/](http://www.pocketcard.co.jp/ir/)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月9日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成21年5月28日開催予定の第27回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、決済合理化法附則第6条第1項により、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議がされたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。ただし、株券喪失登録簿に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿に関する定めを削除するものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。	(削除)  (以下、条数を繰り上げる)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、前条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4. 次条に定める請求をする権利</li> </ol> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</li> <li>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</li> </ol> <p>第12条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4. 次条に定める請求をする権利</li> </ol> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</li> <li>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</li> </ol> <p>第11条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年5月28日(木)

定款変更の効力発生日 平成21年5月28日(木)

以 上